

宝塚市暴力団の排除の推進に関する 条例

逐条解説

宝塚市

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨にのっとり、本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し必要な事項を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

1 趣旨

本条は、県条例に沿った条例であることを明記し、本条例の内容を要約するとともに、目的について定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

この条は、市民、事業者及び行政が一体となって、地域社会から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活の向上など、この条例の目的について定めています。

(2) 「市」とは、市長、市教育委員会、市立病院など市の執行機関全てをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不当行為防止法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員(2) 不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者(3) 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(不当行為防止法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者(事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。)
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでに掲げるもののいずれかに該当するものであることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) 関係機関等(4) 不当行為防止法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関(兵庫県を除く。)又は団体をいう。

1 趣旨

本条は、本条例で使用する用語の定義について定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不当行為防止法」という。)第2条第2号に規定されている「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 「暴力団員」とは、不当行為防止法第2条第6号の規定のとおり、暴力団の構成員をいいます。
- (3) 「暴力団密接関係者」とは、列記のいずれかに該当する者をいいます。
- (4) 「関係機関等」とは国等(兵庫県を除く)の暴力団排除に関する施策を推進するうえで連携が必要となる行政機関、及び、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターや地域住民による暴力団の排除活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団は、市民生活の平穏を害する行為、青少年の健全な育成を阻害する行為等を行うことにより、安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在である(1)ことから、市民生活から排除されなければならない。

2 前項の暴力団の排除は、暴力団を恐れない(2)こと、暴力団に対して利益の供与をしない(3)こと及び暴力団を利用しない(4)こと並びに暴力団排除条例第2条第6号に規定する暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、市、市民及び事業者並びに兵庫県及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して(5)、社会全体として推進されなければならない。

1 趣旨

本条は、宝塚市から暴力団の排除を推進するうえでの基本理念について定めたものです。

2 解説

社会全体として暴力団の非社会性を認識し、暴力団排除活動を一丸となって推進していくうえで、活動の概念となる基本理念について定めています。

暴力団を恐れない、暴力団に対して利益の供与をしない、暴力団を利用しない、という暴力団排除・暴力追放におけるいわゆる「三ない運動」により、宝塚市から暴力団の排除を推進するうえで市、市民等、兵庫県及び関係機関等との連携が欠かせないため明記しています。

(1) 「暴力団は、市民生活の平穏を害する行為、青少年の健全な育成を阻害する行為等を行うことにより、安全で安心な市民生活に不当な影響を与える存在である」とは、暴力団による市民への不当な要求行為など、市民の安全で安心な生活を脅かしている存在であること、未来を担う青少年を言葉巧みに勧誘したり、組織的に行使する暴力等を背景とした威力を利用して資金獲得活動を行っているなど、平穏な市民生活に悪影響を及ぼす存在であることをいいます。

(2) 「暴力団を恐れない」とは、組織的暴力を行使する暴力団に対して毅然とした対応を行うことをいいます。

(3) 「暴力団に対して利益の供与をしない」とは、暴力団に対する一切の資金提供を行わないことをいいます。

(4) 「暴力団を利用しない」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。暴力団の威力を利用しないことはもちろんのこと、暴力団員を組織的な労働力として利用しないことも該当します。

(5) 「相互に連携し、及び協力して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である市をはじめ、関係機関、関係団体、市民等が丸となり、暴力団の排除に取り組みべき姿勢をいいます。

(6) この条において「暴力団を恐れない」「暴力団に対して利益の供与をしない」「暴力団を利用しない」とは暴力団排除・暴力追放のいわゆる「三ない運動」としての概念であり、「暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること」を加え、宝塚市からの暴力団の排除を推進するうえでの市民等の基本的な在り方を示したものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民及び事業者の協力を得るとともに、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策(2)を実施するものとする。

1 趣旨

この条は、基本理念により暴力団の排除に関する施策の推進を市の役割として定めたものです。

2 解説

(1) 市が暴力団の排除を行ううえで、市単体で暴力団の排除を行うのではなく、市民等の協力を得るとともに、関係機関等との連携を図り、総合的により効果的な施策を推進する必要があることから、これを役割として定めたものです。

(2) 「暴力団の排除に関する施策」とは、市の事務及び事業からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力団の排除のための活動に関する知識の普及及び維持高揚を図るなど、多種多様な施策を行うことをいいます。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力する(2)よう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報(3)を入手したときは、市、兵庫県又は関係機関等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民及び事業者の役割について定めたものです。

2 解説

第1項

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは十分とはいえないため、市民が自主的な活動に取り組むべきこと及び暴力団の組織性に対抗するためには市民が相互の連携協力を図り、一体となった活動を展開すべきであることを定めたものです。

第2項

(2) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会などに参加することなどをいいます。

第3項

(3) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。

当該情報の例としては、

- 暴力団A組は、B地区の飲食店から、みかじめ料を徴収している。
- 企業Cが、地元対策費と称して暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。

- 企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
 - Hマンションの2階にはI組の関係者が多数出入りしており、I組の事務所があるかもしれない。
 - 暴力団J組の幹部Kは、最近更迭され、後任に組員Lが抜てきされた。
- などをいいます。

このような市民及び事業者からの情報の提供を受けることにより、この条例や兵庫県暴力団排除条例で定める施策等に反映させて、効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市、兵庫県又は関係機関等への提供について定めたものです。

(この条例の解釈適用)

第6条 この条例は、暴力団の排除のために必要な限度で適用すべきであって、これを拡大して解釈し、又はこれを濫用し、市民の基本的人権を不当に制限するようなことがあってはならない。

1 趣旨

この条は、条例の運用（特に第7条、第8条の運用における暴力団を利することの判断）が恣意的に行われることを防ぐため、この条例の解釈、適用の方針を規定するものです。

2 解説

当該拡大解釈又は濫用の例としては、申請者が暴力団員等であることを理由として、

- 病院等での診療を拒否する。

- 火葬場や葬儀のための公共施設利用を許可しない。

などをいいます。

この条例の目的は、あくまでも暴力団組織及び活動を市民生活から排除することであり、市民の基本的人権を不当に制限することがあってはなりません。

(市の事務及び事業における措置)

第7条 市は、契約に係る事務、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定に係る事務その他すべての事務及び事業(1)において、暴力団を利することとならないよう、暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者(2)を契約の相手方としない等の必要な措置(3)を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、市が実施する公共工事等をはじめ事務や事業が暴力団を利することとならないように、市が必要な措置を講じることを定め、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。

2 解説

(1)「すべての事務及び事業」とは、市が発注する公共工事等の契約事務、指定管理者の指定に係る事務のみならず、許認可、登録、補助金・交付金の交付など市が実施する事務又は事業すべてをいいます。

また、市の事務又は事業を暴力団等が直接受注しない場合であっても、受注業者に対してその下請契約、再委託契約等の相手方を把握させる等、これらからも暴力団排除をする必要があります。

(2)「暴力団員並びに暴力団密接関係者」とは、

- 暴力団員が経営に事実上参加している事業者
 - 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- などをいいます。

(3)「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団員でないことの確認や、従来から実施している指名停止の措置のほか、全ての公共調達契約において、契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合などにおける市の解除権を契約書に記載するなど、市の事務又は事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。

(公の施設における暴力団の排除)

第8条 市又は指定管理者は、市が設置した公の施設(2)の利用が、暴力団を利することとなると認めるとき(3)は、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団活動に公共施設を利用させないことについて定めたものです。

2 解説

(1) 公共施設が、暴力団活動に利用されると認めるとき、その使用の禁止及び使用の許可の取消しについて定めています。

(2) 「市が設置した公の施設」とは、市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)であり、かつ、暴力団の活動に利用されるおそれのある施設のうち、会議や集会、イベント行事等を行うことのできる施設であって、使用に際して事前に申請が必要な施設をいいます。

(3) 「暴力団を利することとなると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されると認められる場合のことをいいます。

具体的には、

- 暴力団組長の襲名披露パーティー
- 暴力団幹部等の出所祝い
- 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- 暴力団員等によるソフトボール大会等の行事
- 暴力団主催による暴力団対策法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議などが挙げられます。

なお、暴力団員であっても、個人的な使用や家族による使用の場合など、例えば、

- 暴力団本人又はその親族の密葬、家族葬
- 家族でスポーツ施設、文化施設を利用する場合

などは、暴力団組織の活動に利用される場合には当たらないものと考えられます。

(市民及び事業者並びに関係機関等に対する支援等)

第9条 市は、市民及び事業者並びに関係機関等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者並びに関係機関等に対し、情報の提供(2)その他の必要な支援(3)を行うものとする。

2 市は、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除の重要性、市が実施する暴力団の排除に関する施策等について啓発活動を行うものとする。

1 趣旨

この条は、暴力団の排除のために市が市民及び事業者並びに関係機関等に対して行う支援等について定めたものです。

2 解説

第1項

(1) 暴力団の排除のための活動を行うに当たり、市民等が独自の力で行おうとしても必要な情報等を有しないため、警察並びに公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター等関係機関から得た暴力団に関する情報の提供や暴力団の排除に関する情報の提供その他の支援を行うこととします。

(2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団排除のための活動に資する情報の提供をいいます。

(3) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、各種暴力団の排除活動の行事に関する協力および後援などをいいます。

第2項

(4) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であることから、市民等にその重要性についての理解を深めてもらうために市が広報及び啓発を行うことを定めたものです。

(青少年を守るための取組)

第10条 市、市民及び事業者は、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団による犯罪その他の行為から青少年を守るための教育、情報の提供及び啓発活動に取り組むものとする。

1 趣旨

この条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための取り組みを行うことを定めたものです。

2 解説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があります。

そのため、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を教えることにより、暴力団に対する誤った認識を払拭させ、暴力団に加入したり、暴力団犯罪に巻き込まれたりすることを防止する必要があります。

(2) 将来における暴力団加入者を減少させ、暴力団組織を弱体化に導いたり、青少年の福祉を害する犯罪実態(薬物の乱用、暴走族等)を正しく認識させ、資金獲得のために暴力団が介在する犯罪から青少年を守るためには、あらゆる機会に青少年に対する啓発を推進することが極めて重要です。

(兵庫県への協力)

第11条 市は、兵庫県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を入手したときは、兵庫県に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

この条は、市の基本姿勢として、兵庫県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することを規定したものです。

2 解説

第2項

(1) 暴力団の排除のための施策を推進していく中で、市は暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられます。こうした情報を兵庫県に対して提供することにより、警察による暴力団員の取締りのほか、県が行う暴力団の排除のための施策等に反映させ、市、県その他の関係機関及び団体が連携しての効果的な暴力団の排除を推進することが可能となるため、兵庫県に対する情報提供について定めたものです。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に
関して必要な事項は、別に市長が定める。

1 趣旨

この条例に規定されている事項の他に、施行に必要な事項がある
場合、市長が定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 趣旨

この条例の施行期日を定めたものです。